

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要領（建設工事）

令和３年度及び令和４年度に南那須地区広域行政事務組合が発注する建設工事に係る一般競争（指名競争）入札に参加を希望する方は、次の要領により申請書を提出してください。

1 申請の方法

入札参加資格の審査を受けるには、事前に「組合公式ホームページ」から出力される申請書類をご提出いただく必要があります。

※ 当組合の構成市町である那須烏山市、那珂川町の令和３・４年度入札参加者名簿に登録されている事業者についても、当組合の名簿に登録されたものとみなしますので、申請は不要です。

2 競争入札参加資格を認められない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査を受けることができません。

- (1) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による建設業の許可を受けていない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号に該当する者
- (3) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定に該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後２年を経過しない者
- (4) 建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号。以下「告示」という。）第１の第１号の２に規定する審査基準日（以下「審査基準日」という。）が令和元年８月１日から令和２年７月３１日までの間にある経営事項審査（告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。以下同じ。）を受けていない者又は経営事項審査を受けている者で法第２７条の２９第１項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (5) 審査基準日の直前２営業年度において、両年度とも完成工事高のない者
- (6) 国税又は地方税に未納がある者
- (7) 次のいずれかに掲げる者
 - ア 令和３年度及び令和４年度における建設工事に係る競争入札参加資格の審査の申請に係るデータ中、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - イ アの申請に係る提出書類中、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

3 申請の手続き

- (1) 受付期間 令和３年１月４日（月）から令和３年２月１２日（金）まで
- (2) 受付方法 郵送（新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送のみの対応とします。）
 - ※２月１２日の消印有効とします。
 - ※封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と明記してください。
 - ※受付票をご希望の場合は、宛先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。（官製はがき可）

- (3) 提出書類 別表「入札参加資格審査申請書類一覧表」のとおり
- (4) 提出方法 申請書類はA4版（証明書を除く）とし、別表「入札参加資格審査申請書類一覧表」の番号順に綴じてください。
なお、ファイルには綴じずに、ダブルクリップ等でとめ、透明のクリアファイルに
はさんで提出してください。
- (5) 提出先 〒321-0602 栃木県那須烏山市大桶 872 番地
南那須地区広域行政事務組合 総務課 管財係
TEL：0287-83-0021 FAX：0287-83-0023

4 競争入札参加資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで（2年間）

5 申請後の留意事項

- (1) 申請書提出後、申請内容に変更が生じた場合には、変更届出書に必要書類を添付して、総務課管財係へ郵送にて提出してください。
- (2) 経営事項審査の有効期間は審査基準日から「1年7ヶ月」です。有効期間が過ぎると建設業法の規定により、建設工事の契約ができません。入札参加資格有効期間中に経営事項審査の有効期間が失効する場合、新しい審査基準日の通知書が公布され次第、速やかにその写しを提出してください。
- (3) 入札参加資格審査申請は、資格登録を行うためにご提出いただくものであり、指名を確約するものではありません。

入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書 類 一 覧 表

No.	提 出 書 類	留 意 事 項
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（様式 1） ※組合公式ホームページから出力 (http://www.minaminasukouiki.jp/)	(1) 申請書は本店名で作成し、印鑑登録印（実印）を押印してください。 (2) 「入札参加希望工種」については、経営に関する事項の審査を受けていない工種を希望することができません。 (3) 申請担当者の欄は、申請書の内容の問い合わせに使用しますので、連絡先の電話番号とメールアドレスを必ず記入してください。
2	委任状（様式 4） ※組合公式ホームページから出力	入札参加資格審査申請書を作成時、受任者「有」を選択した場合は、必ず提出してください。 ※写し不可
3	使用印鑑届（様式 5） ※組合公式ホームページから出力	(1) 入札及び契約等に使用する使用印鑑を届け出てください。 (2) 必ず原本を提出してください。 ※写し不可
4	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	(1) 審査基準日が令和元年 8 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までのものとします。 ※提出時において有効期限内かつ最新のものを提出してください。 (2) 当該審査更新時期で入札参加資格審査申請時に上記(1)の書類が間に合わない場合は、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し（審査機関の受付印が押印されていて、審査基準日、審査を受けた業種の確認がとれるもの）及び直前まで有効であった経営規模等評価結果通知書の写しを添付してください。
5	登記事項証明書	法人：商業登記簿謄本 ※写し可 個人：身分証明書（戸籍確認に基づく身分証明） ※写し可
6	工事経歴書	建設業法施行規則様式第 2 号等を使用し、直前 2 営業年分を記入してください。（国及び他の地方公共団体の様式でも可）
7	技術職員名簿（任意様式）	技術職員名簿は、可能な限り現時点のもの若しくは直近で経営事項審査申請を行った場合は、その時に提出したものの写しを提出してください。
8	建設業労働災害防止協会加入証明書	建設業労働災害防止協会に加入している場合は、加入証明書の写しを添付してください。（加入していない場合は、その旨不添付理由書（任意様式）を添付してください。）
9	納税証明書	(1) 国税 ① 法人は、法人税及び消費税の納税証明書 様式：その 3 又はその 3 の 3 ② 個人は、所得税及び消費税の納税証明書 様式：その 3 又はその 3 の 2 (2) 県税（栃木県に納税義務を有する者に限る） 全税目の納税証明書 (3) 市税・町税（那須烏山市・那珂川町に納税義務を有する者に限る） 全税目の納税証明書 ※写し可（発行日から 3 ヶ月以内のものとしします。）